

別表2 仕事と家庭の両立支援の推進

取組	奨励金交付に必要な実績
1 男性の育児休業等の取得日数の増加	令和5年4月1日以降を始期とする育児休業等（育児目的休暇を含む。）を通算28日以上（勤務を要しない日を含む。）取得し、職場復帰した者がいること。
2 男性の育児休業取得率100%	直近の事業年度に配偶者が出産した男性労働者のうち育児休業を取得した者の割合が100%であり、かつ育児休業を取得した者が2人以上であること。
3 育児・介護休業法の水準を上回る仕事と育児の両立支援に係る勤務制度又は休暇制度の整備	<p>次の1・2のいずれも満たしていること。</p> <p>1 下記の（1）～（4）の全て、及び（5）～（9）のうち1つ以上について、小学校3年生までの子のために利用できる制度とし、就業規則等に規定していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）所定外労働の制限（残業の免除） （2）時間外労働の制限（残業時間の制限） （3）所定労働時間の短縮措置 （4）子の看護休暇 （5）深夜業の制限 （6）フレックスタイム制 （7）始業・就業時間の繰上げ・繰下げ（時差出勤制度） （8）育児休業制度に準ずる措置 （9）育児目的休暇 <p>2 令和5年4月1日以降を始期とする1の（1）～（9）のいずれかの利用実績があること。（ただし（1）～（8）については育児・介護休業法において措置を講じることが義務付けられた年齢を超える子のための利用実績に限る。）</p>